

# 武蔵野市議会基本条例

## 逐条解説

### 目次

前文	1
第1章 総則（第1条・第2条）	2
第2章 議会の原則（第3条－第6条）	2
第3章 議員の原則（第7条・第8条）	5
第4章 議会と市民との関係（第9条－第11条）	6
第5章 議会・議員と市長等との関係（第12条－第14条）	7
第6章 議会機能の強化（第15条－第19条）	8
第7章 大規模災害への対応（第20条）	10
第8章 議会事務局の体制整備（第21条）	10
第9章 政務活動費（第22条）	10
第10章 定数及び報酬（第23条・第24条）	11
第11章 見直し手続（第25条）	12
付則	12

## 前文

武蔵野市政は、選挙で選ばれた市長と選挙で選ばれた議員で構成する市議会との二元代表制の下で運営されています。市長は独任制の執行機関として、議会は合議制の議事機関であり市政の意思決定機関として、それぞれ独立、対等の立場で、互いに尊重し、抑制と均衡を保ちながら市民福祉を向上させる役割と責務を負っています。

武蔵野市議会は、これまでも、市民参加、情報公開や市民との意見交換等を通じ、市長等が執行する事務事業の監視及び評価に努めてきました。また、議会改革にも積極的に取り組み、二元代表制の一翼として、市政を担い、市民の負託に応えてきました。

平成12年（2000年）、いわゆる地方分権一括法の施行により、地方のことは地方が決める市民自治の時代を迎え、地方議会には、社会の変化に対応し、市民に分かりやすい市民自治の要としての役割がより強く求められることになりました。

このような役割を果たすために、地方議会は、民主主義の前提である情報の公開、積極的な市民との対話、論点及び争点の明確化、意思決定の過程を明らかにすることや市民の多様な意見を反映した政策の立案や提言に努めなければなりません。

ここに武蔵野市議会は、議会の基本姿勢、議会と議員の活動原則や市長その他の執行機関や市民との関係を明確化することにより、議事機関としての機能を最大限発揮し、より一層の市民福祉の向上を果たす決意をもってこの条例を制定します。

### 解説

前文は、条例の制定の趣旨、理念、目的を述べ、基本的な考え方を明らかにするものです。

武蔵野市議会基本条例の前文では、まず第1段落において、議会は市長とは別の選挙で選ばれた議員により構成されており、異なる機関であることと、それぞれが緊張関係を持ちながら市民のために活動していく役割を持つことを掲げました。

第2段落は、これまでの武蔵野市議会の取り組みを示しました。

第3段落は、法律が変わったことから議会の責務がより重くなった社会背景と議会が政策立案をより行っていく必要性を掲げています。

第4段落及び第5段落では、これらの背景から、市議会としての機能をさらに発揮し、市民のために活動する決意を示しています。

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この条例は、二元代表制の下、議事機関である武蔵野市議会（以下「議会」といいます。）の役割を明らかにするとともに、議会及び議員の活動原則等の基本的事項を定めることにより、地方自治の本旨に基づき、市民の負託に的確に応え、もって市民福祉の向上及び公正で民主的な市政の発展に寄与することを目的とします。

### (条例の位置付け)

第2条 この条例は、議会の基本となる条例であり、議会に関する他の条例、規則等を解釈し、又は制定し、若しくは改廃する場合には、この条例との整合を図らなければなりません。

### 解説

第1章では、この条例の目的と他の条例との関係を定めています。

第1条では、この条例の目的として、議事機関である議会の役割を明らかにすることと、活動原則をこの条例で定めることが示されています。

第2条では、この条例が議会の基本的な条例となることから、他の条例、規則等と整合性を取るよう定めました。議員定数条例、定例会招集の時期に関する規則、委員会条例、会議規則、傍聴規則、政務活動費の交付に関する条例等があります。

## 第2章 議会の原則

### (議会の活動原則)

第3条 議会は、市長その他の執行機関（以下「市長等」といいます。）が執行する事務事業が適正に行われているかを監視し及び評価し、並びに政策の立案及び提言を行うため、次に掲げる原則に基づき、活動を行うものとしします。

- (1) 市民の意見を的確に把握し、市政に関する課題に関する論点及び争点を明らかにするよう努め、議会としての合意形成を目指して自由でかつたつな議員間の討議等を積極的に行うこと。
- (2) 公正性、透明性及び信頼性を重視する議会運営を行うこと。
- (3) 市政の課題についての調査、研究並びに政策の立案及び提言に係る能力の向上のため、研修の充実強化に努めること。
- (4) 議会の役割を不断に追求し、議会改革に継続的に取り組むこと。

## 解説

武蔵野市議会基本条例は、議事機関としての「議会」と議会を構成する「議員」の活動原則を分けています。

第2章では、第1条の目的を達成するため、議会の活動原則を定めています。

第3条では、議会の活動原則を定め、議案等の審議・審査の目的を示し、市民の意見を把握し、執行機関を監視・評価することや政策立案及び提言をすることを決めました。

前文にもあるように、市長その他の執行機関と議会は役割が異なることを明記するとともに、市民福祉向上のために、これまでに行ってきた議会改革を常に進めていくことも定めています。

議会による研修については、議会全体で研修する規定がなかったため決めました。多様化する地方自治にあつて、議会による機能等を充実強化することが目的です。

### (会議等の公開)

**第4条** 議会は、本会議、議会運営委員会、常任委員会、特別委員会、第6条に規定する全員協議会及び第18条に規定する議会広報委員会を原則として公開するものとします。

2 議会は、市民が前項に規定する会議等を傍聴しやすくするための環境整備に努めるものとします。

## 解説

武蔵野市議会は、これまでも、市民に開かれた議会として、会議等の公開を原則としてきましたので、第4条第1項で明文化しました。ただし、個人情報等を扱う場合等には非公開にすることができます。

第2項では、傍聴する市民に審議・審査が分かりやすくするように議会が努力する規定を設けました。武蔵野市議会では、原則として、傍聴者が議員と同じ資料を見ることができるよう特徴であり、今後もより傍聴しやすい環境となるように努めることを定めています。

### (会派)

**第5条** 議員は、議会活動を行うため、会派を結成することができます。

2 会派は、政策を中心とした同一の理念を共有する議員で構成し、活動するものとします。

3 会派は、議会運営等に関し、必要に応じて会派間で調整を行い、合意の

形成に努めるものとします。

4 議会は、会派に属さない議員の意見を議会運営に反映するよう配慮するものとします。

5 議長は、必要があると認めるときは、各会派代表者会議（各会派の代表者による会議をいいます。）を開くことができます。

#### 解説

第5条では、会派について定めました。市議会では、政党の所属の有無にかかわらず同一の理念を共有する複数の議員で会派を結成することができます。会派の人数に応じて常任委員会等の委員数が決まる等、会派が議会運営の基礎となります。

武蔵野市議会では、多様な意見を尊重するため、会派に属さない議員の意見を聞く機会を拡充してきたのも特徴です。

議会運営に直接関係のある案件については、議会運営委員会で協議しますが、それ以外の重要案件がある場合は、各会派の代表者により協議します。

#### （全員協議会）

第6条 議長は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」といいます。）第100条第12項の規定に基づく全議員による協議会（以下「全員協議会」といいます。）を開くことができます。

2 全員協議会に関し、必要な事項は、別に定めます。

#### 解説

全員協議会は、常任委員会や議会運営委員会と異なり、法令に設置根拠がありませんでした。そのため第6条で根拠を定めました。

これまで、議決を要しない重要な案件について、議員全員の議論の場として、議長が全員協議会を招集し活用してきました。全員協議会を公開し、会議録を残してきたことも特徴です。

### 第3章 議員の原則

#### (議員の活動原則)

第7条 議員は、市政に関する課題について市民の多様な意見を的確に把握し、積極的に政策の立案及び提言を行うため、次に掲げる原則に基づき活動を行うものとしします。

- (1) 議会が言論の場であること及び合議制の機関であることを認識し、議員間の自由でかつたつな討議を重んじ、積極的に発言を行うこと。
- (2) 自己の資質向上に努め、誠実かつ公正な職務遂行に努めること。
- (3) 議会の構成員として、市民全体の福祉の向上を目指し活動すること。

#### 解説

第3章では第1条の目的を達成するため、議員の原則を定めました。

第7条では、議員としての職責を果たすための3つの活動原則を定めました。

議員は、市民の代表として全体の利益を考え、公益性の見地から市民の多様な意見を市政に反映させることを定めています。

そのため、不断の自己研さんに努め、市民全体の福祉向上を目指し活動する原則を定めました。

#### (議員倫理)

第8条 議員は、市民の代表者としてふさわしい品位を保ち、常に公正かつ厳正を旨とする言動に努めなければなりません。

2 議員は、その地位による影響力を不正に行使して、市が行う業務に関し特定の者に有利な取り計らいをしてはなりません。

3 議員は、その職務に関し、不正の疑惑を持たれる行為をしてはなりません。

#### 解説

第8条第1項では、議場の内外を問わず、市民の代表者としてふさわしい発言や行動に努めることを定めています。

第2項では、議員の立場を利用して特定の事業者に有利になるような取り計らいをしてはならないと定め、第3項では不正の疑惑を持たれないようにすることを義務付けています。

## 第4章 議会と市民との関係

### （市民との意見交換）

**第9条** 議会は、市民の多様な意見を把握し、政策の立案及び提言に反映するため、必要に応じて市民との意見交換の場等を設けるものとします。  
第4章では議会と市民との関係を定めています。

#### 解説

第9条では、議会として市民の意見を聴き、議案等の審議・審査や政策立案及び提言に反映させるために、意見交換、懇談する場等を議場以外でも設けることができると定めています。

武蔵野市議会では、これまでも市民との意見交換会を行い、その概要を記録し、ホームページ等で公開しています。

その他、関係団体等と懇談会を随時行っています。

### （請願及び陳情における提出者の意見聴取）

**第10条** 議会は、請願及び陳情を市民からの政策提案として受け止め、当該請願者及び陳情者の説明機会の確保に努めるものとします。

#### 解説

請願権は、日本国憲法にも規定されている国民の権利です。

第10条では、請願及び陳情は市民からの政策提案と受け止めて請願者や陳情者から直接意見を聴く場を設けるように努力することを定めました。

請願や陳情は文書による審査が原則ですが、武蔵野市議会では、委員会審査の冒頭等で請願者、陳情者が休憩中に補足説明を述べる場をこれまでも設けてきました。また、所定の条件を満たした陳情は請願と同様に扱ってきました。

### （公聴会及び参考人制度の活用）

**第11条** 議会は、法第115条の2（法第109条第5項において準用する場合を含みます。）に規定する公聴会及び参考人制度を活用し、市民の意見を聴くことができます。

#### 解説

第11条では、第9条に定める意見交換の場等とは異なり、地方自治法に規定されている公聴会や参考人制度を必要に応じて活用することを定めています。

## 第5章 議会・議員と市長等との関係

### （議会と市長等との関係）

第12条 議会は、市長等との立場及び権能の違いを踏まえ、緊張関係の保持に努めなければなりません。

2 議会は、市長等が執行する事務事業が適正に行われているかを、監視し、及び評価するものとし、必要と認める場合は、政策の立案及び提言を通して市長等に適切な措置を講ずるよう求めるものとしします。

#### 解説

第5章では、議会・議員と市長等との関係について決めました。

第12条第1項では、議会と市長、執行機関（市職員）とは異なる機関であることから、立場や権能の違いを理解して、緊張感を保持し独立・対等の立場で活動することに努めることを定めています。

第2項では、執行機関の監視、評価だけでなく政策立案及び提言を行うことで市民福祉の向上を進めていくと定めています。

### （市長等への情報提供の要求）

第13条 議会は、市長等に対し、市長等が行う政策又は事務事業の進行状況、内容等について、行政報告を含めた情報提供を求めることができます。

2 市長等は、議会から前項の情報提供を求められた場合は、その趣旨に沿うよう努めるものとしします。

#### 解説

第13条第1項では、市長等に対して政策（各種構想、計画等）や議案について、議会で十分な議論を行うため、必要に応じて、情報提供を求めることができることを定めています。

行政報告とは、議案として提案される政策以外に事務事業の途中経過等を市長等が議会に対して報告するもので可否を決める対象ではありません。行政報告が会議等で長年行われているのは、武蔵野市議会の特徴です。

第2項では、議会から求められた場合の市長等の対応を定めています。

### （反問権）

第14条 市長等は、議長又は委員長長の許可を得て、議員の質問若しくは質疑又は委員の質疑に対して、その趣旨を明確にするために反問することができます。

#### 解説

議員の質問・質疑又は委員からの質疑は、簡明にすることが求められていますが、第14条ではその趣旨を確認する目的で市長等に反問権を認めました。武蔵野市議会での反問権は、市長等が議員の質問・質疑又は委員の質疑の趣旨を確認し適切な議論を行うために定めるもので反論権とは異なります。市長等が反問権を使う場合は、議長又は委員長長の許可を受けて発言します。市長等の反問が行われた場合は、議員又は委員はその趣旨を簡明にして説明しなくてはなりません。

## 第6章 議会機能の強化

### (議決事件)

**第15条** 議会は、法第96条第2項の規定に基づき、必要な事項を議決事件として定めることができます。

#### 解説

第6章では、現在の議会機能をさらに拡充、強化できることを定めています。

第15条では、予算・決算、条例制定・改正・廃止等の議案以外にも議決対象となりうる政策、事務事業を加えることができることを決めました。いわゆる地方分権一括法によって自治体の果たすべき役割がますます重要になる中で、議会の権限を強化し、議会がより一層の責任を果たしていく方法のひとつです。新たに議決事件を加える場合は、別途、協議をして条例で定めます。

### (議員間討議)

**第16条** 議会は、議案等の審議、審査又は調査において、議員相互の自由な討議により、議論を尽くしてその合意の形成を図るよう努めるものとします。

#### 解説

第16条では、採決等の際に、論点及び争点の明確化、意思決定の過程を明らかにすることや説明責任を果たすために、議員間で議論ができることを決めました。賛否の理由を述べる討論とは異なります。主に、委員会で行い、論点及び争点について明らかにして、議案を即座に採決するか継続審査とするか、修正や付帯決議を行うか等を議員間で討議します。

(議長及び副議長選挙)

第17条 議長及び副議長の選挙にあたっては、議長又は副議長になろうとする者は、所信表明を行うことができます。

解説

第17条では、議長及び副議長の選挙を行う際、候補者は職務への理念、職として行うこと等を述べることを定めました。

(広報広聴の充実)

第18条 議会は、多様な方法を用いて、広報及び広聴活動に努めるものとします。

- 2 前項の広報活動を行うため、武蔵野市議会広報委員会を設置します。
- 3 前項の委員会に関し必要な事項は、別に定めます。

解説

第18条第1項では、議会は全市民の代表であることから幅広い多くの市民から意見を聴き、議案等の審議・審査に反映させることや議会からの分かりやすい情報発信を今以上に拡充していくことを定めました。武蔵野市議会では、インターネットの活用、より分かりやすい議会だよりの作成等の広報活動や必要に応じて、議会と市民との意見交換会、懇談会等の広聴活動を続けていますが、情報化の進展を踏まえ、今後も拡充することを定めました。

第2項では、地方自治法に定めがなく、武蔵野市議会の設置規程により設置されていた議会広報委員会を本条例に位置付けました。

(議会図書資料室)

第19条 議会は、議員の政策の立案及び提言に係る能力の向上等を図るため、議会図書資料室を置き、その充実に努めるものとします。

- 2 議会は、前項の規定による議会図書資料室の活用にあたっては、市立図書館等との連携に努めるものとします。
- 3 議会図書資料室に関し必要な事項は、別に定めます。

解説

第19条では、地方自治法で設置が義務付けられている議会図書資料室について、政策立案及び提言等、議会、議員活動の強化のために適切な管理を行い、充実することや市立図書館等との連携に努めることを定めました。

## 第7章 大規模災害への対応

第20条 議会は、大規模な災害が発生した非常時においても、機能を維持するものとしします。

2 議長は、前項の機能を維持するため、必要に応じて、議員による協議、調整等を行うための会議を開くことができます。

### 解説

第20条では、大規模災害が発災した場合の議会活動の対応を定めました。「機能を維持する」とは、市に災害対策本部が立ち上がった場合等に議会においても議員による会議を開催し、災害対策本部との情報交換等を行うことです。議員への情報提供や議員からの情報収集は議長が行い、災害対策本部との情報共有は、議会事務局長を通じて行います。

## 第8章 議会事務局の体制整備

第21条 議会は、その調査、政策法務その他の能力の向上等に資するため、議会事務局の機能の充実及び体制の整備に努めるものとしします。

### 解説

第21条では、前文で書かれているように、議事機関としての機能を最大限発揮するためには、議会・議員が努力するのは当然ながら、それを補佐する議会事務局の機能強化、体制整備も必要不可欠であることから定めました。

## 第9章 政務活動費

第22条 議員は、政策の立案及び提言に係る能力の向上等を図るため、武蔵野市議会政務活動費の交付に関する条例（平成24年12月武蔵野市条例第53号）に定める政務活動費を有効に活用するものとしします。

2 議員は、政務活動費の用途について、市民から疑義を持たれないよう、自らが市民への説明責任を果たさなければなりません。

### 解説

第22条では、政務活動費について定めました。政務活動費は、地方自治法第100条第14項から第16項までにおいて、会派又は議員に対し政務活動費を交付することができると規定されています。武蔵野市議会は、用途の透明性

を確保し市民の信頼を得られるため武蔵野市議会政務活動費の交付に関する条例を制定し、議員が行う調査研究、研修、広報、広聴、住民相談その他の市政の課題及び市民の意思を把握し、市政に反映させる活動に要する経費に対して交付することや飲食に使えないこと等を定めています。また、武蔵野市議会の特徴のひとつですが、議員個人に支給しています。

なお、以前から武蔵野市議会では、政務活動費を使うことのできる範囲を示した手引きを作成し、収支報告書等は議会ホームページにおいて、領収書の写し等の資料は市政資料コーナーで公開しています。

## 第10章 定数及び報酬

### (議員定数)

第23条 議員定数は、この条例に規定する議会としての機能を果たすのにふさわしいものとするを基本とし、武蔵野市議会議員定数条例（昭和61年12月武蔵野市条例第42号）の定めるところによります。

2 議員定数の変更にあたっては、公聴会及び参考人制度等を十分に活用することにより、市民の意向を把握し、本市の実情にあった定数を検討するものとしします。

### 解説

第23条では議員定数について決めました。議員定数について上限、下限とも地方自治法による規定はありませんので、議会で適正な数を定めます。武蔵野市議会の定数は、現在26名ですが、定数を変更する際には、市民意見、有識者の意見等を踏まえた上で適正な定数にすることを定めています。

### (議員報酬)

第24条 議員報酬は、武蔵野市議会議員の議員報酬等に関する条例（昭和26年2月武蔵野市条例第5号）の定めるところによります。

2 議員報酬の改定にあたっては、武蔵野市特別職報酬等審議会条例（昭和40年3月武蔵野市条例第1号）に規定する武蔵野市特別職報酬等審議会の答申等を考慮するものとしします。

### 解説

第24条では、議員報酬の額については、武蔵野市議会議員の議員報酬等に関する条例で定めていることを明確にするとともに、第三者機関である武蔵野市特別職報酬等審議会の答申等を参考にして適切な額にすることを決めました。

## 第11章 見直し手続

第25条 議会は、この条例の目的が達成されているか否かを、適時、検証するものとしす。

2 前項の規定による検証の結果、必要と認める場合は、この条例の改正を含め適切な措置を速やかに講ずるものとしす。

### 解説

第25条では、議会は第1条に定めた目的が達成できているか適時検証・評価を行うとともに、社会情勢の変化や市民からの提案等を反映するため必要に応じて本条例について検討を行うことを定めました。検証評価は議員任期の4年の間に1回以上行い、必要がある場合には本条例を改正します。

### 付 則

この条例は、令和2年4月1日から施行します。